

米穀販売事業者(米穀店)の皆さまへ

# 米トレーサビリティ法

～「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」～

## ○米トレーサビリティ法とは

生産から販売、一般消費者等への提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動がわかるようにすることを目的としています。米穀等に問題が生じた場合などに、流通ルートをややかに特定することができます。

### 対象品目

- ・米穀(精米、玄米等)
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、みりん、単式蒸留焼酎等

### 対象事業者

対象品目の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての方

## ○米穀販売事業者のみなさまは、以下の2つの取り組みを行う必要があります。

### 1. 取引等の記録の作成・保存(平成22年10月1日から)

#### □伝票等の受領・発行

- 対象品目を**入荷**する際には、伝票類を受領するか、取引記録を作成してください。
- 対象品目を**出荷**する際には、出荷先に伝票類を発行して、その控えを保存するか、または、取引記録を作成してください。

※その際、下記の**記録事項**が記載されているか確認してください。

- |        |             |
|--------|-------------|
| ① 品名   | ② 産地        |
| ③ 数量   | ④ 搬入・搬出の年月日 |
| ⑤ 取引先名 | ⑥ 搬入・搬出の場所  |

#### □3年間保存

受領・発行した伝票類や作成した取引記録は、原則3年間保存してください。

### 2. 産地の伝達(平成23年7月1日から)

- 対象品目を他の事業者へ譲り渡す場合に、伝票等または商品の容器・包装に産地情報を記載して伝達してください。
- 一般消費者向け商品には、容器・包装に原料米の産地を記載してください。

## 罰則

伝票等の取引記録を保存していなかった場合、事業者間の産地情報伝達に義務違反があった場合、また、消費者への産地情報伝達に義務違反があり、勧告・命令等に従わなかった場合は、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

# 米穀等の取引記録の注意点

## 取引(入荷・出荷)の流れ



生産者



出荷記録作成・  
保存(3年間)

産地伝達



米穀販売  
事業者



入荷記録  
出荷記録  
の作成・保存  
(3年間)

産地伝達



産地伝達



産地伝達



小売店



入荷記録  
作成・保存  
(3年間)

外食店



入荷記録  
作成・保存  
(3年間)

消費者



## 入荷・出荷の両方の取引記録を作成・保存します

### 【取引記録の作成】

取引記録は、帳簿などの書面やパソコン等での記録、または実際の取引において取り交わされる伝票類に下記の必要記録事項①～⑥を記載します。

- ① 品名 (通常使用している名称:「精米」、「玄米」、「もち精米」、「もち」など)
- ② 産地 (「国産」、「島根県産」、「島根県〇〇町産」など)
- ③ 数量 (通常使用している単位:「〇〇kg」、「〇〇袋」など)
- ④ 年月日 (搬入・搬出した日、販売先から返品があった日、廃棄した日など)
- ⑤ 取引先名 (取引先の名称又は氏名)
- ⑥ 仕入れに伴って搬入を行った場合には搬入をした場所、また、販売に伴って搬出を行った場合には搬出をした場所

#### <入荷記録の例>

①品名 米入荷台帳 ④年月日 平成〇〇年〇〇月分

入荷日	品名	数量	取引先	搬入場所	備考
〇/〇	〇〇産コシヒカリ (30kg)	50袋	〇〇〇〇	□〇倉庫	
〇/△	〇〇産もち米 (30kg)	10袋	△△△△	◇〇倉庫	

②産地 ③数量 ⑤取引先名 ⑥搬入場所

#### <出荷記録の例>

納品書(控) ④年月日 ⑥搬出場所

納品日: 〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇米穀店 精米工場  
島根県〇〇都〇〇町〇〇

No.	商品コード	商品名	数量	単価	金額
1	A*****	〇〇産コシヒカリ (10kg)	10袋	****	****
2	B*****	〇〇産もち米 (5kg)	10袋	****	****

②産地 ①品名 ⑤取引先名 ③数量

※返品があった場合は、納品書(控)等にメモしておきましょう。

### 【取引記録の保存】

作成した記録は原則3年間保存してください。  
ただし、「消費期限」が記載されている商品は3ヶ月間保存してください。

# 米トレーサビリティ法Q & A

**Q 1 生産者から直接玄米を購入する際、取引の伝票を受け取られない場合はどのようにしたらよいですか。**

**A1** 米穀事業者は、米穀の取引等の記録の作成(米トレーサビリティ法第3条)が必要ですので、入荷記録・保存の義務があります。生産者から伝票を受け取られない場合は、必要な記録事項を記載した受領書を作成するか、台帳等に記録しておく必要があります。

**Q 2 同一の事業者において、米倉庫と精米工場等が離れている場合、米穀等の搬出・搬入の記録が必要ですか。**

**A2** 米トレーサビリティ法第5条により、米穀等の搬出、搬入等の記録の作成が必要ですので、米倉庫と精米工場が同一敷地内になく離れている場合は、同一事業者であっても、品名、数量、年月日、搬出及び搬入した場所等を記録しておく必要があります。

ただし、米倉庫と精米工場が併設してある場合など、ひとまとまりとして機能を有する同一の敷地内での移動については記録の必要はありません。

**Q 3 玄米、精米を調製する際に発生する「ふるい下」、「砕米」、「色選下米」等についても、米トレーサビリティ法の対象品目になりますか。**

**A3** ふるい下、砕米、色選下米についても、米トレーサビリティ法第2条の米穀(もみ、玄米、精米、砕米)に該当しますので取引等の記録の作成・保存をしてください。また、米穀事業者へ譲渡する場合、一般消費者への販売又は提供をする場合は産地情報の伝達を行う必要があります。

**Q 4 農産物検査法による証明を受けていない場合、米トレーサビリティ法に基づく産地伝達を「〇〇県産」と受けた事業者は、「〇〇県産」と産地表示をすることが出来ますか。**

**A4** 米トレーサビリティ法に基づく産地の伝達を受けている場合は、伝達を受けた産地「〇〇県産」等を外食事業者等への納品伝票に記載したり、一般消費者向けの袋詰め商品に「〇〇県産」(産地未検査)と表示することが出来ます。

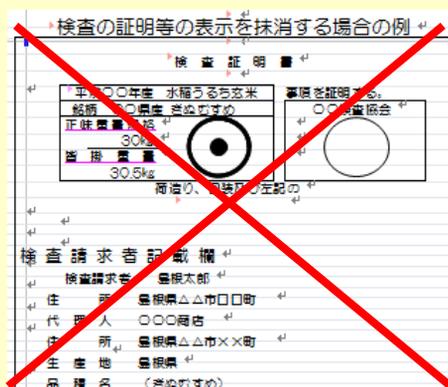
【表示例】

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産 〔〇〇県(産地未検査)〕			10割 10割

**番外編 農産物検査を受けた玄米30kg入りの米袋を開封して、石抜きや精米等をした後、もとの米袋にもどして流通・販売した場合、農産物検査証明等の表示を抹消する必要がありますか。**

一度使用された農産物検査証明の表示がある米の袋に再び米(その他に大豆、麦)を入れて流通させる場合には、**農産物検査証明の表示を抹消する必要がありますので注意してください。**

農産物検査証明の表示を抹消せず、再び米を袋に入れて流通させた場合は、農産物検査法に基づく罰則が科せられます。(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



# お米の表示のポイント

## 消費者向け ばら売り(量り売り)のお米に必要な表示

・・・ 名称及び原産地を立て札などにより表示します。

## 消費者向け 袋詰め精米に必要な表示・・・ 名称、原料玄米、内容量、精米時期、販売者等の氏名(名称)・住所及び電話番号を定められた様式により12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)以上の大きさの統一のとれた活字で、袋や包装の見やすい箇所に表示します。

### ●うるち精米(農産物検査済み)の表示例 文字は12ポイント以上

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 島根県 つや姫 ○○年産		
内容量	10kg		
精米時期	○○年○○月○旬		
販売者	○○米穀店 島根県○○市○○町○○△△番地 電話番号 ○○○○-○○-○○○○		

うるち精米にあつては「うるち精米」または「精米」と記載します。

単一原料米とは、産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、農産物検査法により証明されたものです。



電話番号の記載が必要です。

もち精米にあつては「もち精米」と記載します。

複数原料米の場合は、この様式(使用割合の項目を入れる)により表示します。

### ●もち精米の表示例

文字は8ポイント以上

名称	もち精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割
内容量	2kg			
精米時期	○○.○○.○旬			
販売者	○○米穀店 島根県○○郡○○町○○△△番地 電話番号 ○○○○-○○-○○○○			

## 消費者向け 袋詰めした玄米に必要な表示・・・ 名称、原料玄米、内容量、調製時期、販売者等の氏名(名称)・住所及び電話番号を定められた様式により12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)以上の大きさの統一のとれた活字で、袋や包装の見やすい箇所に表示します。

### ●玄米(農産物検査済み)の表示例 文字は8ポイント以上

名称	玄米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 島根県	コシヒカリ	表示面右側に記載
内容量	3kg		
調製時期	表示面右側に記載		
販売者	○○米穀店 島根県○○市○○町○○△△番地 電話番号 ○○○○-○○-○○○○		

玄米にあつては「玄米」と記載します。

産年 ○○年産  
調製時期 ○○.○○.○旬

産年及び精米時期(調製時期)をこの様式に従い表示することが困難な場合には、それぞれの欄に記載箇所を表示すれば、その記載箇所に表示できます。